

東京都教員育成協議会 設置要綱

(設置)

第1 東京都教育委員会は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」という。）第22条の5第1項の規定に基づき、東京都教員育成協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌)

第2 協議会は、東京都教育委員会が教員の研修や資質向上に関係する大学等（以下「関係大学等」という。）と教員の育成ビジョンを共有し、教員の資質・能力の向上に係る事項の調整及び協議を行う。

(協議事項)

第3 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第22条の3第1項に定める校長及び教員としての資質に関する指標に関する事項
- (2) 教員の養成に関する事項
- (3) 教員の資質・能力の向上に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(構成)

第4 協議会は、関係大学等の教授等、東京都内区市町村教育委員会教育長、東京都公立小・中学校長、東京都立学校長及び東京都教育庁関係者により構成される委員をもって構成する。

2 協議会の委員は、東京都教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱又は任命する。

(臨時委員)

第5 第3に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者を、臨時委員に充てることができる。

(委員任期)

第6 委員の任期は、委嘱した日から当該年度末までとし委員の再任は妨げない。

なお、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(意見聴取)

第7 協議会は、必要に応じて関係者等の意見を聴取することができる。

(庶務)

第8 協議会の庶務は、教育庁総務部教育政策課及び人事部職員課の協力を得て、教育庁指導部指導企画課及び東京都教職員研修センター研修部教育開発課において処理する。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。